

## そもそも、「スポーツ振興くじ助成金」とは

<日本スポーツ振興センター「平成 26 年度スポーツ振興くじ助成金 募集の手引き」P.1 より抜粋>

「スポーツ振興くじ（totoやBIG）」は、世界の第一線で活躍するアスリートの育成や、地域において、子どもからお年寄りまで、だれもが、いつでも、身近にスポーツを楽しめる環境の整備など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保の手段として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づき、実施しているものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）では、その収益を財源として、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツ活動等に対して「スポーツ振興くじ助成」を実施することで、我が国の豊かなスポーツ環境の整備を推進しています。

「スポーツ振興くじ助成」による一つ一つの事業が、いずれも我が国のスポーツの振興を図る上で重要な役割を担っており、助成事業については、

- 関係規程を遵守し、助成金を適正に活用していること。
  - 公益性のある事業として、外部への説明責任を果たせること。
  - 「スポーツ振興くじ助成金」を通じて実施した事業である旨の広報を行うこと。
- が必須要件となっております。

## そのうちの「総合型地域スポーツクラブ活動助成」とは

<同「平成 26 年度スポーツ振興くじ助成金 募集の手引き」P.9 より抜粋>

地域における運動・スポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

※ JSC による「総合型地域スポーツクラブ活動助成」において、日本体育協会では次の事業を実施しています。

- 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業  
(助成初年度から継続 2 か年度又は設立日のいずれか早い日まで)
- 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 (助成初年度から継続 5 か年度まで)
- 総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業 (助成初年度から継続 5 か年度まで)

日本体育協会が実施する「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」は、上記「スポーツ振興くじ助成金」を受けて、全国の都道府県体育（スポーツ）協会から推薦された創設支援団体に対して、総合型地域スポーツクラブの創設に係る費用の一部を補助するものです。

本会では、以上の助成事業の趣旨・目的及び助成条件を踏まえ、各クラブが将来的に助成金に頼ることなく自立した活動を行えるよう、右記に示した考え方にに基づき、本補助事業が活用されるものと考えております。

### 助成事業の性質・条件を踏まえた補助金活用の考え方

#### 【創設支援事業の性質・条件】

→ クラブの立ち上げ（設立）を支援することを目的とした時限的な金銭的援助

#### 【※ 参考／自立支援事業／クラブマネージャー設置支援事業の性質・条件】

→ クラブが自立（独立採算）するための支援を目的とした時限的な金銭的援助

#### 基本的な考え方

⇒ 上記の性質・条件を踏まえれば、いずれの補助金も、本来は、クラブを設立するまで、あるいはクラブが自立に至るための初期段階に必要な経費《「初期費用（Initial Cost）」》に充てられるべきお金。

あくまで時限的な金銭的援助であることに鑑みれば、補助金のみ依存して運営するような計画は避けなければならない。つまり、補助金の使途として、クラブの運営にあたって継続的に必要となるような経費《「運営費用（Running Cost）」》には、できる限り充てるべきではない。

※「運営費用（Running Cost）」の例：定期的な事業（教室、イベント等）における謝金や会場借上料、日常的な事務局運営費（事務用品購入費や通信費）、消耗品費、人件費等

#### 「初期費用（Initial Cost）」として、重点的に補助金を充てるべき費用の特定

永続的に活動できる自立・自律した総合型クラブとなるよう、創設準備段階で整えるべき内容として、何が必要か？何を準備すべきか？何が不足しているか？何をどのようにすれば確保・準備できるか？⇒各クラブは、地域の特性、周辺環境等を考慮の上、自立・自律に至る具体的な戦略を立てるべきと考えています。

※クラブの「自立・自律」とは：「自立」とは、「経済的に独り立ちすること」を指し、「自律」は、「クラブがしっかりと理念やミッションを自ら確立し、その理念やミッションに基づいて自らの活動や組織のあり方を修正しながら発展し続けること」を指します。

#### 創設支援事業（準備段階）において、重要または必須と想定されるもの

※ 以下の項目に該当しても、補助金の対象とならないものもあります。必ず関係書類で確認願います。

#### ① クラブ内環境の整備

##### 組織体制の構築

クラブ理念や自立・自律に至るまでのマスタープランの策定  
クラブ内研修や各種スタッフ（クラブマネージャー、スポーツ指導者、ボランティア等）の確保等に係る各種会議の開催  
規約や諸規則の整備に係る専門家の招聘、先進クラブ視察  
その他

##### 設備等の整備

事業実施に必要な器材・用具等の確保

#### ② クラブ外環境への働きかけ

##### 地域住民や関係機関・組織・団体に対する啓発及び周知、理解

[認知型] 広報誌（チラシ、パンフレット）の配布、地域誌・新聞等メディアへの広告掲載  
[参加型] 説明会、体験イベント、地域交流スポーツイベント、その他クラブの「認知度」及び「親和性」を高めるような教室事業やイベントの実施、等

##### 地域住民や地域におけるニーズの調査・把握

地域住民を対象としたアンケートの実施・集計、等

助成事業の趣旨・目的及び本会が平成 25 年 7 月に策定・公表した「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」を踏まえるとともに、前述の「助成事業の性質・条件を踏まえた補助金活用の考え方」に基づき、次の通り、平成 27 年度以降における「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」の補助要件を変更します。

※ 今後、日本スポーツ振興センターにおいて、上記の変更内容に関連する助成要件等が見直された場合は、改めてその内容に準じて再検討するものとします。

《総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 実施要項》

変更の内容	現行	変更内容	変更の目的・理由等
① 設立準備委員会の設置	<p>5. 補助の要件</p> <p>⑧ 各団体による本事業への申請時点において、設立準備委員会を設置の上、同委員会の規約が制定されていること。</p>	<p>同左</p> <p>(8) 各団体による本事業への申請時点（例年 11 月末頃締切）までに次の要件を満たしていること。</p> <p>① 少なくとも申請の*4 か月以上前（7 月末頃）までに、設立準備委員会（規約制定を含む）を設置していること。*平成 27 年度移行措置</p> <p>② 申請時点までに設立準備委員会を 4 回以上開催していること [内、2 回以上はクラブアドバイザーまたは都道府県体育・スポーツ協会関係者が同席していること]。</p> <p>③ クラブ設立に向けた行政との協議を複数回行っていること。</p> <p>④ 地域の各種団体（学校、種目別競技団体、スポーツ少年団、単一種目クラブ、自治会、町内会等、地域で活動する諸団体）と、クラブ設立に向けた協議、または当該団体に対する説明会を 1 回以上実施していること。</p> <p>⑤ クラブ設立に向けた地域住民を対象とするプレイベントを 1 回以上実施していること。この際、必ず参加料を徴収すること。</p> <p>※ 上記②～⑤については、設立準備委員会の設置後に実施したもののみ認めることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行では、補助事業申請直前に設立準備委員会を設置すれば申請が可能である。しかしながら、現行ルール下では、準備委員会内での十分な協議がなされていない、地域の各種団体との協議・調整が行われていない等、明らかにクラブ設立に向けた準備が不十分な状態での申請が散見される。このことから、申請団体に対して補助事業申請以前に十分な準備期間を求めるとする。</li> <li>* 平成 28 年度以降の補助要件には、設立準備委員会の設置期間をさらに長く（6～12 か月）設定する等のさらなる変更を予定しており、遅くとも本年（平成 26 年）9 月末までに周知を行う。</li> <li>プレイベント（参加料徴収）を事前に実施することにより、事業の企画・立案、当日の運営方法、プライシング<sup>(注)</sup>等について学ぶことができ、クラブ設立に向けた長期的な計画を立案する上で参考になると考えられる。</li> </ul> <p>(注)「プライシング」…製品やサービスの価格を適切に決めること。</p>
② スポーツ推進委員等の参画	<p>6. 事業内容</p> <p>① 設立準備委員会の開催</p> <p>設立準備委員会のメンバーあるいはオブザーバー等として、当該地域の市区町村行政担当者等が参画していることが望ましい。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 設立準備委員会の開催</p> <p>① 設立準備委員会のメンバーには、原則として補助対象団体が活動拠点とする市区町村のスポーツ推進委員や行政担当者、または地域のスポーツ関係者及び行政とのネットワークを有する者、いずれかが参画していること。</p> <p>② 上記①において、行政担当者が設立準備委員会のメンバーに含まれない場合は、別途オブザーバー等として定期的に関与していることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のスポーツ関係者とのネットワークを有するスポーツ推進委員等との連携・協力体制を整えることにより、補助対象団体が地域における他のスポーツ団体とのネットワークを築くとともに、相互に協力しあう環境を構築する。</li> <li>当該地域の行政とのネットワークを有するスポーツ推進委員や行政担当者等が参画することにより、当該自治体との関係性を一層強化するとともに、事業の公平性や会計処理の適正性においてさらなる向上を図る。</li> </ul>

《総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 実施要項》

変更の内容	現行	変更内容	変更の目的・理由等																		
③実施種目の考え方	<p>6. 事業内容</p> <p>※以下の事業は本事業の対象とは認めず、それに係る経費も認めない。</p> <p>・補助対象団体やそれを構成する基盤組織が、「<u>従来から実施しているスポーツ教室、スポーツ交流大会、研修会や講習会等を看板替えした事業</u>」のみを実施する場合は、創設支援事業として認めない。</p> <p>例) <u>単一種目クラブから総合型クラブを目指す団体が、従来から実施していた単一種目のスポーツ教室のみを実施する場合は創設支援事業として認めない</u> (サッカー少年団を母体とした団体が行う女子サッカー活動等)。</p>	<p>同左</p> <p>※同左</p> <p><b>補助対象団体の基盤組織が従来から実施する種目のスポーツ教室、スポーツ大会等を補助対象団体として実施する場合には、その参加対象者が基盤組織の実施する事業における参加対象者(性別、年代、習熟度等)と異なっている場合であっても創設支援事業の対象として認めない(同一種目は不可)。</b></p> <p><b>ただし、基盤組織で従来から実施する種目であっても、地域住民を対象とした単発のイベント(交流大会等)において、複数実施される種目の中の1つとして実施する場合は、創設支援事業の対象として認める。</b></p> <p>例) サッカー少年団を基盤組織とする補助対象団体が実施するサッカー教室(女子サッカー、成人を対象としたサッカー、フットサル等)は、創設支援事業の対象として認めない。</p> <p>ただし、単発の事業として、複数の種目を体験するスポーツ交流大会等のイベントを実施する場合には、その複数種目のうちの1つとしてサッカーを含めて実施することは認める。</p>	<p>・現行では、申請(計画)段階で下記の2要件をいずれも満たしている場合、基盤組織が従来から実施している種目についても創設支援事業の対象と認めている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>条件1: 基盤組織が実施する種目における参加対象者(性別、年代、習熟度等)と異なる参加対象者での実施を計画している。</p> <p>条件2: 基盤組織が実施していない種目の実施を計画している。</p> </div> <p>しかし、事業実績報告の段階になってはじめて、下記の例①②のように実質的には基盤組織が行う事業の「看板かけ替え」や「事業拡大」に当たると見受けられる事例が認められ、判断が難しいものとなっている。</p> <p>例) ①基盤組織が従来から実施する種目と参加対象者(性別、年代、習熟度等)が同一である。</p> <p>②基盤組織が従来から実施する種目のみ実施されている(あるいは補助対象団体が実施する全事業の実施回数の過半が基盤組織において従来から実施している種目である)等。</p> <p>このことから、基盤組織が従来から実施している種目については、補助金支出の対象事業としない。(ただし、当該団体が補助金会計以外の会計で対応する事業として実施することは妨げない)</p>																		
	<p>【参考/変更内容対比表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">基盤組織が従来から行っている種目</th> <th rowspan="2">基盤組織が従来から行っていた種目以外の種目</th> </tr> <tr> <th>従来内容のみでの実施</th> <th>従来内容を拡張して実施</th> <th>単発イベント(条件付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>×</td> <td>△(内容により判断)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		基盤組織が従来から行っている種目			基盤組織が従来から行っていた種目以外の種目	従来内容のみでの実施	従来内容を拡張して実施	単発イベント(条件付)	現行	×	△(内容により判断)	○	○	変更後	×	×	○	○		
	基盤組織が従来から行っている種目			基盤組織が従来から行っていた種目以外の種目																	
	従来内容のみでの実施	従来内容を拡張して実施	単発イベント(条件付)																		
現行	×	△(内容により判断)	○	○																	
変更後	×	×	○	○																	

《総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 経理処理要領》

変更の内容	現行	変更後	変更の目的・理由等
補助金の科目別支出金額の上限設定	<p>3. 補助対象経費</p> <p>※補助金は、特定の科目に偏らないようにすること。 (スポーツ用具費は補助対象経費総額に30%を乗じた額を上限とする)</p>	<p>同左</p> <p>※補助金を支出する際は、特定の科目に偏らないようにするとともに、下記の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>①「諸謝金」の合計は、補助対象経費総額に30%を乗じた額を上限とする。</p> <p>②雑役務費の内「指導者派遣費」の合計は、補助対象経費総額に10%を乗じた額を上限とする。</p> <p>③スポーツ用具費は補助対象経費総額に30%を乗じた額を上限とする(同左)。</p>	<p>・クラブが経済的に自立するにあたり、その最大の阻害要因となっているものが人件費(の捻出)である。この問題を克服するにあたっては、設立準備段階から助成金や補助金に依存せず、人件費を含む必要なコストを、会費や参加料、地元企業等からの協賛金や寄付金等の収入によってまかなえるように、一定の財源を確保する意識を高めることが重要である。このことから、「諸謝金」及び「雑役務費の中の『指導者派遣費』」に制限を加えることで、補助金に依存せず、クラブの自立に必要なコスト意識と、適切なプライシングによる財源確保の意識を高める。</p> <p>・クラブアドバイザーと都道府県体育(スポーツ)協会担当者においては、補助期間終了後を見据えた適切な収支計画の立案について指導するとともに、クラブの将来的な発展に欠かせない基盤作りに係る費用(地域内での認知度向上のための広報活動、スポーツ事業に必要な設備・用具の確保、クラブ内各種研修等)に、補助金を充てるよう指導・助言を行う。</p>